

差上申済口証文之事

下総国印旛郡名内村西宮神職小林清太夫より
同国同郡平塚村百姓治郎兵衛并同人方ニ居候瞽女^{せうにょ}
かね相手取不法出入当

御奉行所様江御訴訟申上当七月十一日御差日之
御尊判奉頂戴相手方江相附当二月十四日十五日
両日名内村太郎兵衛方ニ而かね弟子いし出世
妙音講^{せうおんこう}催候節清太夫賀養子左京儀も罷越

勝手取持致居候処前書講席対座難為致段
かね申口を太郎兵衛申通神職卑職と被申成
職業之障ニ相成候段訴上相手方ニ而者右様之儀
無之旨夫々答上追々引合之物被為 召出

御吟味中ニ御座候処掛合之上熟談内済仕候
趣意左ニ奉申上候

右出入双方篤と掛合候處名内村太郎兵衛妹いし
出世妙音講当二月十四日十五日両日改奥行^{かおくぎやう}候節遠近之
瞽女仲間相招酒飯振舞致候ニ付村内若者ども
相頼諸世話致貫候ニ付清太夫賀左京儀も同様
世話致呉候処同人ニ限り座席江難差出旨瞽女
任申口太郎兵衛方及挨拶ニ候間職業瑕瑾ニ相成候
儀故奉出訴候処神職卑格と申筋ニ無之段相分り
今般扱人立入^{びんごん}之段扱人より及挨拶猶亦
宿太郎兵衛儀自分妹出世之儀より事起り候間
取慎方も可在之处其儀不行届出訴為致候儀不

¹「盲目の女旅芸人「瞽女」が年に一度だけ仲間の元に帰ってきて、瞽女達を守っていると信じていた弁天様の祭りに本尊の前で師匠共々唄を披露し、腕を競い合ったこと。

²学問などの深さのことか。

³行き届かない言葉。そげん。

調法之段是又以扱人ヲ訴答江相詫以来瞽女
仲間江申通^{モト}餽^{ケル}言事^{コト}に仕間敷旨相手方申之

神職へ対し決而

且又瞽女之出会打寄有之候中江神職身分ニ而
求而可罷出筋にも無之段相分り双方意根不相含

至極納得之上和解内済仕偏ニ

御威光と難有仕合ニ奉存候然上者右一件ニ付

重而御願ケ間敷儀申上間敷候依之為後證済口證文差上申処如件

文化九年申十二月

杉原吉之助知行所

下総国印旛郡名内村

訴訟人 小林清太夫 印

同人悴

同 左京 印

寺社

御奉行所様

井上伊蔵知行所

同州同郡 平塚村

百姓

相手 治郎兵衛 印

同人方ニ居候警女

同 かね 爪印

差添 同村

名主 長左衛門 印

杉原吉之助知行所

同州同郡 名内村

引合人 太郎兵衛 印

同付添 太郎右衛門 印

間宮三郎右衛門知行所

同州同郡神々廻(ししば)村

引合人 久兵衛 印